

2024 年度 事業報告書
(2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)

ポストコロナの 2022 年度及び 2023 年度は円安等による日本労働市場の魅力低下から、外国人入国数の大幅減が懸念されていたが、外国人受入れ人数が安定的に向上したことが奏功し、2024 年度は、事業運営に於いても国際交流事業や調査研究事業に対して効率の良いリソース配分に繋げることができた。

一方、組織再編及び地域別業務負荷予想により、2024 年度事業として普及強化策を起案する等の財団内合意形成に繋げて行った。

1. 国際交流等事業 (公益目的事業 1)

(1) 国際交流及び調査研究

インドネシア、ベトナム、モンゴル、ネパール、タイへの現地渡航及び JETRO やアジア経済研究所のオンラインセミナー等を通じて海外に於ける労働事情や経済動向に関する情報収集を行い、実態把握に努めた。

- ① インドネシア 労働者の海外への送出し (P 3 M I) や技能実習の送出しに関する情報収集を実施した。
- ② ベトナム 駐ベトナム日本大使館及びベトナム在日大使館労働部への訪問打ち合わせを通じ、政治経済動向および社会一般の情報収集を図った。又、クアンナム省に浄水装置第 3 基目を贈呈及び同省人民委員会や海外労働管理局 (現内務局) / 教育訓練局への表敬訪問や実際の浄水機贈呈の全寮制民族中学校を訪問を通じて実態把握を実施した。
- ③ モンゴル 調査団を派遣し、労働省やイデル大学を訪問し、介護等の職種に於いて日本が求める人材についての現状や会社紹介等を実施し、理解を求めると共に政府や大学及び若い層の情報収集に努めた。
- ④ ネパール 全国農業会議所主催の現地説明会に参加、学生や送出し関係者約 250 人が参加する中で IPM を紹介した。中近東からの帰国後、技人国や特定技能で日本を目指す若き人材の現状や実態の把握に努めた。
- ⑤ タイ 第二回目の介護に係る現地調査団を派遣し、泰日経済振興協会に於けるタイ人向セミナーの講座開設ニーズの確認や労働省職業能力開発局への訪問を通じて、海外雇用促進策の一つとして出国前教育プログラムのシステム等について知見を得た。又、国立介護施設の訪問や社会発展・人権保護省介護局を訪問、少子高齢化が社会問題になりつつあるタイの実態把握に努めた。また、日本の老人介護施設で中古品となったベッドや車イスの需要の確認を行った。
- ⑥ ミャンマー 駐日ミャンマー大使館を訪問し、同国における海外への人材

派遣の状況について意見交換を行った。

(2) 海外人材の受入に係るセミナーの開催

中小企業をはじめとする国内企業の経済・人材の国際交流を支援するため、各関係機関と連携の上、外国人雇用に係るセミナーを全国で開催及び協力した。

- ① 御堂筋税理士法人に対する「外国人材受入制度はどう変わる」のセミナー実施
講師派遣(8月29日)
- ② 三重県社会福祉協議会に対する「福祉現場における外国人材受入について」
講師派遣(9月24日)
- ③ 関西広域連合に対する「初めての外国人雇用対策セミナー」、「新制度『育成就労制度』について」
講師派遣(10月29日)
- ④ 姫路商工会議所に対する「外国人雇用対策セミナー」
講師派遣(11月12日)
- ⑤ 大阪府製本工業組合に対する「外国人材受入制度はどう変わるか」
講師派遣(11月13日)
- ⑥ 一般公募企業に対する「外国人受入制度はどう変わる？」
セミナー実施(12月10日、1月15日)
- ⑦ アドバンスクラブ富山支部に対する「外国人受入制度を学ぶ」
講師派遣(1月17日)

(3) ネットワークの構築と人材交流

- ① 国連グローバル・コンパクト(United Nations Global Compact = 以下、UNGC)が提唱する人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、腐敗の防止に関わる「10の原則」を日ごろの事業を通じて実践している組織として、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(Global Compact Network Japan = 以下、GCNJ)に加盟する他の企業・団体とともに、地球規模の持続可能な発展に向けた取組みに継続参加している。

2024年度は、GCNJのGC社内浸透研究分科会及び関西分科会に役職員3名が参加した。

- ② 責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society = 以下、JP-MIRAI)に継続参画している。
- ③ 一般財団法人 外国人材共生支援全国協会(NAGOMi)の会員として、グロー

バル人材共生社会の環境整備を推進するための活動に参画している。人権分科会に職員を派遣すると共に総会に出席する等、会員企業様との意見交換の場を積極的に活用している。

- ④ ベトナムのクアンナム省教育訓練局との「各地域における学校浄水施設支援にかかる覚書」に基づき、チャー・ドン全寮制民族中学校に浄水装置 1 基を寄贈した(同省に於ける第 3 基目)。
- ⑤ ベトナムのクアンナム省内務局と「同省出身の技能実習生／特定技能人材のキャリア支援」について、同教育訓練局と「山岳地域の教育機関への設備整備支援」について、それぞれ新たに連携協定書を締結した。
- ⑥ 静岡県議会人口減少社会課題対策特別委員会の関東地区視察に協力し、行政庁への意見を提言した。
- ⑦ タイ王国大使館にて労働省と日本の JITCO 共催の「タイ王国送出し機関とのビジネスマッチング」に参画、約 15 の送出し機関と面談をした。又タイ王国労働省職業能力開発局他と意見交換を実施。

2. 技能実習生受入れ事業（公益目的事業 2）

（1）監理、指導の強化

各関係行政機関等及び外国人技能実習機構等の監督機関の指導に基づき、適正な技能実習実施状況の確認の強化、出入国管理及び難民認定法、労働関係法令遵守の指導・確認強化、送出し機関への制度の周知と法令遵守の強化を図った。

また、監理業務に関係する職員については、監理責任者以外の職員にも監理責任者講習の受講を順次進めた。

（2）送出し国関連情報の収集

各国人材の入国並びに帰国実現の為、主要送出し国の機関と連携し、関連情報収集に努めた。

（3）事前講習及び入国後講習の強化

講習内容における課題等の把握に努め、日本語教育、社会ルールやマナーなど入国後における講習をより適正に実施するため、配属前の教育及び指導の徹底を図った。また、日本の文化を学ぶ機会を設けるため、課外授業を強化した。

日本語教育については、日本人講師による送出し国への日本語会話授業の実施や日本語教育のノウハウを伝える等、入国前講習の強化を行い、入国後講習に繋がる効果的な教育の実施に努めた。

(4) 送出し機関との協力体制強化

送出し機関との協力・協調体制の維持・改善が技能実習生受入れ事業の推進に重要であることから、情報提供・情報共有も含めて意思の疎通に努めた。

また、送出し機関の現状を精査して質の向上を図るため、希望する送出し機関における事前講習のサポート・助言を行った。

(5) 技能実習実施者に対する監査の強化

実習実施者における技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員については、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、養成講習を積極的に受講するように指導した。また、技能実習計画との齟齬がないことを確認、出入国又は労働関係法令等の違反が無いように監査を徹底した。また、状況に応じて、個別の実習実施者を対象にした制度の勉強会を行った。

(6) 技能実習中の技術や言語の修得状況及び技能実習修了者の帰国後就業状況等の調査

帰国後の円滑な修得技能等の活用に向けて、技能実習中の技術や言語の修得状況を定期的に調査して、技能実習効果の確認を図ることを目的に毎年実施している帰国後フォローアップ調査及び支援実施等の調査を行った。

(7) 技能実習生の日本語能力の向上

技能実習の円滑な実施には、日本語による意思の疎通が重要であることから、日本語能力の向上に向け、以下の取組みを行った。

- ① 日本語通信教育については、WEB 上で課題の配信及び回答から結果通知までを行った。
- ② 技能実習実施者との会話能力の向上を目的に、必要に応じて、受入れ企業の事業所ごとに実習生への日本語講師を派遣する等、日本語教室を定期的に行っている。
- ③ IPM 日本語作文コンクールの実施

毎年恒例の同コンクールに 98 作品の応募があり、金賞 1 名、銀賞 1 名及び銅賞 1 名を表彰した。

- ④ Facebook や YouTube を通じた日本語学習支援の充実

日本語学習にインターネットや SNS、学習アプリなど、スマートフォンやパソコンを活用した学習スタイルが広く利用されるようになっていくことを受け、Facebook と YouTube での日本語学習支援の内容を一層充実させた。

日本語学習動画配信をはじめ、教材のダウンロードによる配布、LIVE 講義の配信、質疑応答や日本語能力試験等のお知らせなどの学習支援の他、日本での生活に役立つ動画も作成・配信を行った。

⑤ 送り出し機関への教育サポート

ウェブでの日本語等の事前教育をインドネシア、ベトナム、タイの送り出し機関に対し実施した。IPM 日本語教師による教育サポートは 427 回、356 名に対して行い、送り出し機関による日本語教育を強化支援した。

(8) 適切な技能実習候補生の支援等

入国前講習の状況報告の頻度を増やし、実習生個人に合わせた教育ができるよう体制を整備した。また、技能実習実施者とも連携して、WEB 上で候補生を激励し、実習生としての適切な心得を持つよう教育した。

(9) 技能実習生の行方不明の防止

行方不明防止にかかる母国語パンフレットの活用や、実習生が不安や悩みを感じた時に即座に対応できる母国語対応職員の態勢強化を図った。

失踪の原因の一つである、高額な借金については、ベトナム送り出し機関に対して、協力覚書及び送り出し機関要件の確認書を徴取し、実習生からの相談があった場合、技能実習計画申請時の申告内容との齟齬がないよう防止策を講じた。

(10) 送り出し国の多様化

海外における労働事情、経済動向及び企業の海外進出等に関する調査研究を踏まえて、今後の技能実習生送出しの増加が予想されるインドネシア、ミャンマー、ネパール等に対し優良な送り出し機関の調査並びに、信頼できる送り出し機関との連携を通じ、送り出し国の多様化を図った。

(11) 技能実習制度の普及の強化

技能実習制度の趣旨の徹底及びこれに係る活動等について、新たに追加された職種やより高い日本語能力が求められる介護職種への技能実習生の受入れの積極的対応のため、次の 5 項目を取り組んだ。

- ① 各関係機関（各都道府県及び市区町村、各企業団体、工業会、組合等）の協力も得て、企業等への文書配布、訪問及び定期的な連絡による組織的な普及活動を行った。
- ② 技能実習制度について広範囲に周知を図るため、普及活動やセミナー開催を強化し、役職員の普及活動能力の一層の改善・向上等に努めるとと

もに、事務所間の密接な連携を推進した。また、知り得た普及活動に資する有用な新情報は、普及ツールへの記載を通じて、随時全役職員へ周知し、役職員の普及活動の改善・向上に努めた。

- ③ 新規職種の拡大に積極的に対応するとともに、移行職種の追加、複数職種実習に係る検討を行うとともに、追加された職種・作業については IPM 独自の普及ツールを作成するなど制度改正の趣旨に沿った運用が図られるよう普及活動の強化を図った。
- ④ 各地において技能実習生受入れについての説明会・セミナー等を開催し、技能実習制度の普及を推進するとともに、技能実習法に対する正しい理解を目的とした情報提供を行った。また、新たに施行が予定されている『育成就労制度』に於ける従前制度との違いの理解に資する基礎資料の作成にも着手、普及やセミナー等で活用できるようにした。
- ⑤ 広報誌「IPMニュース」等、各種作成した制度案内資料を通じて、技能実習制度の普及を図った。また、インスタグラムによる広報基盤の強化にも着手し、本格展開は第 3 者の支援を得ながら次年度完成を目指すこととした。

3. 収益事業

- (1) 建設分野における外国人材の活用を目的とする外国人建設就労者受入事業は、2022 年度で終了した。
- (2) 特定技能外国人受入事業について、登録支援機関として、適正な支援に努め、特定技能所属機関との連携を図り、関係法令の適切な実施や、労働関係法令について、指導強化を図るとともに、遵守徹底を行うなど、適正な実施を推進した。

4. 管理部門

(1) 広報活動

- ① 広報誌「IPMニュース」を年 4 回発行し、技能実習制度に関する最新情報や実習実施者の優れた取組の紹介、日本語作文コンクール入賞者の紹介等財団と企業に双方向性のある情報、海外における労働事情、経済動向、企業の海外進出、外国人の採用に関する情報等を提供した。
- ② 財団の刊行物、「外国人若者との付き合い方」を普及等に活用した。

(2) 組織体制の強化

- ① 各事務所の適正な職員配置に向けた対応を行い、体制整備を図った。

- ② 福利厚生の拡充のため、生涯設計手当規程を設け、企業型確定拠出年金制度の導入を図った。
- ③ 技能実習生受入れの監理業務の適正な実施に不可欠なコンプライアンス、労務管理及び情報セキュリティ等に関する研修を継続的に実施し、業務の質の向上を図った。また、プライバシーマークを取得した事業者として、個人情報取扱いを適正に実施するとともに、企業情報の保護にも努めた。
- ④ 各事業所の監理責任者に限らず、監理責任者以外の職員にも監理責任者の「養成講習」に参加させ、制度理解を深めた。
- ⑤ 全職員参加型対面職員研修会議を開催した。
- ⑥ 外国人就労者の職業紹介事業について、有料職業紹介事業を適正に実施した。
- ⑦ 外部監査については、各事務所について、3か月に1回実施し、各事業の効率化、効果的な運営に努め、適正な法人活動を担保した。

事業報告の附属明細書

特に、記すべきことはありません。